

第 90 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成30年10月29日（月） 9：56～12：00

2 場 所 総務省第2庁舎6階 特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、西郷 浩

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科 教授）

重川 純子（埼玉大学教育学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行
東京都、神奈川県

【調査実施者】

統計局統計調査部消費統計課：阿向 泰二郎 課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐々木国際統計企画官
ほか

4 議 題 全国消費実態調査及び家計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 おはようございます。少し定刻より早いのですが、皆様おそろいですので、ただ今から第90回人口・社会統計部会を開催いたします。

お集まりの皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。本日は、10月15日の1回目の部会に続きまして、全国消費実態調査及び家計調査の変更について審議を行います。

なお、本日は永瀬委員が御欠席、重川委員は途中で退席される御予定と聞いております。

それでは、皆様、どうかよろしく願いいたします。

審議に入る前に、本日の配布資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日の配布資料につきましては、議事次第にございますとおり、まず資料1-1として総務省統計局からの補足説明資料、資料1-2が総務省統計局からの追加説明資料として、年収・貯蓄等調査票（案）に一部項目を追加する修正案についてという資料をお配りしております。資料2が審査メモ、

資料3が統計局説明資料となっております。この資料2と資料3は、前回の部会で配布したものと内容は同じものでございます。また、参考資料として、前回部会の議事概要をお配りしてございます。さらに、資料番号は付してございませんが、座席図及び出席者名簿を付けております。最後に、審議の参考ということで、席上配布資料として全国消費実態調査及び家計調査の調査票と、調査票の新旧対照表を束になったものを机の上に置かせていただいております。こちらも前回お配りしているものと内容は全く同じでございます。

資料に過不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、審議に先立ちまして、審議の進め方等につきまして3点ほどお伝えしたいと思います。まず1点目は、前回の部会終了後、事務局に提出された追加の意見等は特段ございませんでした。

2点目は、本日の審議の進め方についてです。本日2回目の部会では、審査メモの7ページのウ「調査事項の変更」の（イ）「新設される家計調査世帯特別調査の調査事項」から審議を行いますけれども、その前に、10月25日に開催されました統計委員会に第1回目の部会審議の状況を報告した際に、委員長から出されたコメントにつきまして事務局から紹介した後、前回の部会において委員等から整理・報告等が求められました事項や、調査実施者、統計局から、補足的に説明しておきたい事項等について、調査実施者から説明していただきます。その後、資料2の審査メモに沿って、順次審議を進めてまいりたいと考えています。

3点目ですが、本日は12時までを予定しておりますが、審議の状況によっては予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定のある方は御退席いただいで結構です。

以上、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、10月25日に開催されました統計委員会に、1回目の部会の審議状況について報告した際に、委員長からコメントがありましたので、事務局から紹介をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、10月25日に開催されました統計委員会において、部会長が1回目の審議状況を報告した後に、委員長からコメントがございましたので、口頭で私から御紹介させていただきます。

委員長から2点ほど御発言がありました。1つ目は、全国消費実態調査につきましては、これまでの調査計画を抜本的に見直すものであり、また多岐にわたる変更や、その効果、影響が相互に関係するものとなっております。このため、この部会では通常部会審議のように、調査票の構成や調査事項について、個々に適否の判断を積み重ねるのではなく、変更の背景事情や実査の現状等に関する共通認識を得て丁寧に一通りの審議を進めた上で、精度向上と報告者実査機関の負担軽減の両立という、相反する課題解決に向け、総合的な判断を行いたいという、白波瀬部会長の審議方針を全面的に支持したいと思います。

2つ目のコメントでございますが、様々な統計調査において把握されている介護に関す

る調査事項について、それぞれの統計調査でどのように役割分担して把握すべきかという検討につきましても、本委員会で検討すべき重要な課題だと思います。このことについては直ちに検討の具体策は思い浮かびませんが、今後のミッションの1つとしてテークノートしておきたいと思います。

事務局からの紹介は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。1点目に関しましては、全面的にこの部会に信頼を置いていただけるとの委員長からのお言葉で、大変心強く思っております。審議方針を追認するという内容でございますので、この方針に沿って審議を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目のコメントにつきましては、先だって西郷委員から御提案のあった、介護に関する調査事項の把握、役割分担に関するものですけれども、調査全体、この特定の審議に係るというよりも、全体に係るということでもございますので、特にこの部会で、特段の対応は今回いたしません、委員長からも御指摘ありましたように、本件につきましては随時、同時進行で整理を行っていききたいということでございます。

それでは続いて、前回の部会において委員等から整理・報告等が求められていました現物消費の状況につきまして、調査実施者から補足説明していただきます。また、前回審議した調査事項の変更のうち、廃止する調査事項について調査実施者から補足的に説明したいとの要望がありましたので、併せて説明をお願いいたします。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 おはようございます。統計局統計調査部でございます。本日も、委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきたいと思います。お配りさせていただいております資料の中で、総務省統計局から提出しております資料1-1を御覧いただきたいと思います。補足説明資料となっております。前回論点として御頂戴しております現物消費の前に、1として項目立てしてございますが、エコノミスト向けの説明会につきまして御報告させていただきたいと思います。こちらは第1回の部会審議に先立ちまして、10月11日、12日の2日間にわたりまして、エコノミストの方々対象として説明会を開催したものでございます。計8社14名のエコノミストの方々に御参画をいただいたところでございまして、この中で、次回全国消費実態調査の変更案、こちらの諮問内容につきまして概略の説明、及び質疑を行ったところでございます。

白波瀬部会長におかれましては、2日間御同席を賜ったところでございます。統計局統計調査部を代表いたしまして御礼申し上げる次第でございます。

質疑の概要につきましては、別紙を付けてございますので、後ほど見ていただければと思いますが、エコノミストの方々からは耐久財と調査票の廃止の経緯でございまして、家計簿調査が3カ月から2カ月に短縮するというところで、過去との接続をどうするのかとか、調査実施期間が消費増税により反動減が見込まれるということから、その影響を除去もしくは調整した数値は出されるのかといったような御質問を頂戴したところでございます。

私どもからは現状や利用状況をお伝えするとともに、遡及集計や年平均値の推定の研究

などを説明させていただいた次第でございます。

この全国消費実態調査が直面しております課題につきましても、共有理解をいただいたように思っておりますし、単身世帯の精度向上などにつきましては御評価いただく御発言もございまして、全体といたしましては、我々の取組や考え方などにつきましても共有もしくは相互理解を得る、非常に貴重な機会になったと考えているところでございます。

報告は、簡単でございますが、以上とさせていただきます、続いて2番目の現物消費の状況について説明させていただきたいと思っております。現物消費と書いてございますが、こちらは前回も論点になりました「もらいもの」に該当するものでございます。1ページの下にグラフを付けてございますが、こちらは年収十分位別のもらいもの現物の平均的な消費額というものでございます。前回の部会で懸念もしくは論点として御提示いただきました所得階層による、特に低所得層での消費において、この現物が一定程度の役割を果たしている可能性があるのではないかということで論点を頂いたところでございますが、実際見てみますと、各階層との比較におきましても、例えば中間層、高所得層と比べましても、目立った特徴は見えません。額でいえば、実は所得が高くなっていくほどもらいものの額も高くなっていくという傾向がございまして、家計的な現金での消費との比率としますと、若干低所得層の方が高くなりますけれども、率にしましても、御覧のとおり2.数パーセントという状況でございまして、高所得者層とのポイント差も約1ポイントぐらいということでございまして、いずれも少額ということでもございます。

また、2ページ目でございますけれども、都市階級別の状況も併せて参考までに付けさせていただきます。若干町村部の方が額、率ともに高めなところがございまして、いずれにしましても大きな差異はなく、少額ということでもございます。

以上のような状況でございまして、下に最後に時系列の動きを付けてございますが、現物消費というのはどんどん少なくなっているという状況でございまして、家計調査のときにも御議論いただきましたとおり、この項目につきましては嫌悪感を示される、非常に難しい部分でもございますので、全国消費実態調査におきましても、廃止ということで、前回の家計調査の審議を踏まえた形の整理とさせていただければと思っております。

続きまして3ページ目でございますが、廃止項目ということで掲げさせていただいております。前回廃止項目につきましては、一部説明、審議もいただいたところでございますが、当方の説明資料が網羅性に欠けるところもございましたので、補足的にも追加しまして、今回御説明させていただければと思っております。細かな話が多く出てまいります、御了解いただければと思っております。

まず1点目、世帯票の中の氏名でございます。これまで集計事項ではありませんが、氏名を聞いていたということでもございまして、もともと忌避感が強く出てくる項目でもございました。特にこの調査、年収、貯蓄、負債、それから今回は新たに学歴であるとか就業時間と出してまいりますので、それを個人ごとの名前を付けるということについては、非常に多くの方々に忌避感を与えてしまう懸念もあるということから、氏名につきましても削除するというようにした次第でございまして。なお、氏名を削除したことに伴いまして、世帯の記入漏れ防止の観点から、最初に世帯の人数を尋ねる項目を今回は新たに設けてい

るところでございます。

イとしまして、育児休業の取得の有無を掲げてございますが、こちらは前回説明させていただきました、また御審議いただきました資料の再掲でございますので、本日の説明は割愛させていただきたいと思っております。

その次のウとしまして、国公立・私立の別、各種学校・塾などと書いてございますが、もともとこちらは子どもの通学状況の調査項目の1つでございました。実際の利用で申しますと、行政施策への利用はありません。結果表の利用件数も非常に少ないという状況でございます。次回でございまして、これは在学者に限らず、全世界帯に対しまして通学・学歴という形で調査することに変更してまいります。それに合わせまして世帯の記入負担も増加するというのもございます。また、学歴でいいますと最終学歴を聞いていきますので、例えば大学卒業の方々、中学、高校といったところが国立かどうかというところは聞いてまいりません。このようなこともありまして、本項目につきましては廃止するという整理をさせていただいております。

次に4ページを御覧いただきたいと思っております。勤め先、または自営事業の名称、事業の内容、それから本人の仕事の内容、更に勤め先の企業区分及び規模についてでございますが、前回の調査におきましては、世帯員一人一人全員につきまして勤め先の名称であるとか、事業の内容、それから本人の仕事の内容、勤め先の企業区分、規模を調査したところでございます。国勢調査でも非常に苦労している部分にもなっております。調査世帯の忌避感が強いところ。特に勤め先の名称とか事業内容につきましては、忌避感が強いものもございます。

また、利用におきましては、結果的に子どもも世帯主を中心としました、また職業を中心とした分析になってまいりますので、設問対象を必要最小限とする観点から、世帯主のみに絞りまして、また、勤め先の名称、事業内容につきましても廃止するという整理をさせていただいたということでございます。

次のオでございまして、介護をしている状況、こちらにつきましては先ほどもございましたが、前回説明また御審議いただいたものでございまして割愛をさせていただきたいと思っております。

続いてカでございまして、要介護・要支援認定の状況でございます。前回の調査では世帯員一人一人、お子さんも含めてなのですが、要介護、要支援の認定状況を調査していたということでございます。結果利用におきましては、世帯内の要介護・要支援認定者がいらっしゃるか、いらっしゃらないか、世帯の中にいるかいないかの有無と、その人数、更に家計収支状況との関係性を分析とした目的で、これを利用しているというところがございますので、それぞれの世帯員の個々の属性、それからそれとの家計収支の関係を分析するといったようなことはございまして、また、他の利用でも見られないところございまして、引き続き世帯員ごと、お子様も含めて一人一人というのは乏しいということでございます。

このため、世帯員ごとではなく、世帯内の要介護・要支援の認定者の有無、それから人数、世帯として捉える調査項目として設問の見直しをさせていただこうと考えてござい

す。

続いて5ページでございまして、子の住んでいる場所でございます。こちらにつきましては、厚生労働省の国民生活基礎調査ですとか、総務省統計局の住宅・土地統計調査、現在実施してございますが、そちらでも調査しているところでございます。家計収支との関連性は極めて低くて、实际的に言いますと、行政上の施策での利用というのは見られないところでございます。結果表の利用件数というのも非常に少ないということもございまして、本項目につきましては廃止という整理をさせていただければと思います。

続きまして、被災に関する事項でございます。こちらは2011年に起きました東日本大震災を踏まえまして、前回調査で臨時に設けた項目でございますが、前回調査におきましては標本規模1,800強というぐらいで、小さくございまして、結果表の利用件数も少ない状況でございます。こちらも結果的には行政上の利用といったものも見られないということもございまして、次回調査におきましては廃止という形にしたいと思っております。

なお、現在行っております住宅・土地統計調査におきましても、東日本大震災に関する項目は廃止しているところでございます。

続きまして、住居への入居時期、こちらも現在行っております住宅・土地統計調査において調査しているところでございます。家計収支との関連性で考えてまいりますと、いつ住居に入居したかというのは関連性が低くて、行政上の施策利用というのもない状況でございます。皆様方の結果利用の件数も少ないということもございまして、本項目については廃止する整理をさせていただきたいと思っております。

その次の設備の有無でございますが、こちらは後ほど御審議をいただきます耐久財調査票の廃止と併せて廃止するものでございまして、今回割愛させていただきます。

また、その次の年収・貯蓄等調査票のAでございますが、ゆうちょ銀行につきましては前回の説明、それから御審議をいただいた内容でございますので、こちら割愛をさせていただきたいと思っておりますが、次のページでございます。イとしまして、外貨預金・外債・外国株式の合計額を記入するという事で、家計資産につきましては、預貯金、生命保険等々聞いてまいります、それは横断的に外貨立てのものを合計額として聞くということで、調査世帯の回答負担を要するものでございしましたが、实际的には都道府県も含めまして、行政上の利用は見られないということもございまして、今回は廃止する整理をさせていただきたいと考えてございます。

最後、(3)で項立てしております耐久財調査票、それから家計簿Cにつきましては、後ほどの審議に入りますので、ここでの御説明は割愛させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対しまして、御質問や御意見のある方は発言をお願いいたします。いかがですか。

重川専門委員、どうぞ。

○重川専門委員 この後でまた出てくるのかもしれないのですが、今のところの3ページの国公立・私立の別の話です。必ずしも利用件数は多くはないということなのですが、教

育費として国公立と私立は相当に違っている。実際にそのようになっております。

ただ、全国消費実態調査と家計調査関係、この前、多分お話もあったと思うのですが、どこでそのようなことを聞いていくのか。家計調査にも一応その項目はありますので、こちらで取って、今回こちらからは削除するというような整理でよろしいのですか。それとも将来的には家計調査も、だんだん国公・私立に関しては区分をなくしていくような形になりますか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 御質問ありがとうございます。御指摘のとおりでございます。家計調査は家計収支に関しまして国公立・私立の別は継続してまだ残して調査していく予定でございます。

今回の世帯票におきます国公立・私立の別に関しまして、2つの用途が考えられまして、1つは学歴に付けるか付けないかということでもございます。ただ、こちらについては在学状況については今までの利用が非常に少ないということがございまして、最終学歴につきましても、最終学歴のみを取ることに関しましては、意味もそこまで強くないのではないかと考えられるところでもございます。

家計収支につきましては、全国消費実態調査は全体的には標本規模は大きい調査でございますが、特定の月に限った季節性を持つ調査でございますので、集計としましては、収支項目分類で申します中分類とか小分類レベルまでと考えてございまして、家計調査よりはやや大枠で捉える形で内訳を示していきたいと考えてございます。この中で、国公立・私立というのも、この部分は私どもの研究会の中でも統合していこうということになってございまして、世帯票で取る意義というのは、その意味でもなくなっているということでございます。

今後の家計調査につきましては、先ほどのとおり、まだ継続的に行っていく予定でございますが、またいずれ家計調査の御審議をいただくタイミングも出てくるかと思っておりますので、その際、私どもも再整理していく必要があるかどうかはしっかり検討しまして、考えていきたいと思っております。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

どうぞ。

○嶋崎委員 廃止項目について丁寧の説明いただきました。かなり多くの廃止項目がありますが、試験調査等において世帯票の廃止等でかなりの軽減感があったのかなど、少し効果について分かることがあれば、教えていただければと思います。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 こちらにつきましては、世帯票の中での調査項目が減ることによりまして、これは確実に負担軽減になると考えてございます。時間計測的なものでどれくらいというのは、すみません、持ち合わせてございませませんが、確実にこれは負担軽減になってくるものでございます。

一方で、追加しましたものが学歴を世帯全員に聞くということと、就業時間の休業を含めたところを聞いてまいりますので、それと冒頭にもございましたが、課題としまして、私ども世帯の負担をできるだけ軽減して、それで非標本誤差の是正などにもつなげたいと考えてございます。

この中で、世帯票もこれまで大分増え、国勢調査よりも大きくなってきている状況でもございますので、絞り込む中で、これだけの事項についての見直しを考えてきたということでございます。

○嶋崎委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 ほかにいかがですか。西郷委員。

○西郷委員 御説明どうもありがとうございます。細かいことなのですけれども、2点ございます。1点目は、(1)と書いてある世帯票のアの氏名のところ、2点目は、4ページ目のエの勤め先、自営事業の名称、事業の内容等に関してです。

まずは1点目の氏名に関してなのですが、恐らくは全国消費実態調査に関しては氏名を削除しても、それほど大きな影響はないような気がするのですが、ただ、例えば国勢調査でも氏名は聞いていて、その理由というのが、集計項目そのものには使わないのだけれども、疑義照会などのために必要だから書いてくださいというような説明をしているわけです。

この全国消費実態調査で氏名をなくしてしまって、そのことが国勢調査とかほかの調査に影響を及ぼさないのか、というのを少し懸念しておりますので、それについて伺いたいです。

2点目の、4ページ目の一番上のエのところなのですが、多分これは産業分類とか職業分類というところに、非常に大きな影響を及ぼす変更なのではないかと思っておりますが、よくいわれているのは、世帯員の方が認識している産業分類とか職業分類というのと、実際にこちらの総務省の側で審査をして、きちんとした格付けをした場合の産業分類や職業分類とで「ずれ」があるということは、よくあることだと思うのです。

ですから、例えばそのような審査の過程で、産業分類と職業分類をクロスさせているから初めて見つかるような、例えば銀行に勤めているのだけれども、職業がSEに近いものであるといった場合に、職業だけ聞いて、それがきちんとうまく拾えるものなのか。本人は自分の職業はSEなのだけれども、自分は銀行に勤めているのだから金融機関に勤めている会社員というように答えるのが妥当なのだと思うときに、それが審査の段階でうまく検出できなくなってしまうのではないかとこのことを心配するので、産業分類はそれほど重要ではなくて、世帯主の職業分類が重要であるということだったので、それすらもこの情報がなくなってしまうと、きちんと審査できなくなるのではないかと心配しているというのが2点目です。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 ありがとうございます。まず1点目の氏名でございますが、御指摘のとおりでございます。これまでの全国消費実態調査におきましても氏名というのは、これは実は家計収支の細かな分類をする上でも利用してきたものでもございます。先ほど申しましたように、全国消費実態調査は季節性も持つものがございますので、収支項目分類を個々人の状況まで見るというような分類格付けは簡略化していきたいと思っております。そこで氏名は不要になってくるのですけれども、連絡先といったような意味でいえば、本当は実施の面から見ますと、あった方が何かあったときに何か

とお話が世帯とはしやすいという面がございますが、ただ、置かれている状況、国勢調査含めまして、私ども所管の統計調査の中でも別格の、意味が違うものがある、世帯からしますと本来的というと答えたくないような項目を多く聞いていく調査でございますので、それを全世帯に対して聞いていくというのが、非常にデメリットの方が大きいだろうということで、連絡のところにつきましては、現場の運用の仕方もございますので、この点については調査実施で工夫しながらやっていきたいと考えてございます。地方公共団体からの御要望も、これで一番難しくしていく項目であるということもございましたので、今回廃止というような判断をさせていただきました。

2番目の産業分類、職業分類の関係でございますけれども、これまで実はここまで聞いて、委員おっしゃるとおり、アフターコーディングしないと答えが合っていないのですが、産業については、産業大分類しか実は表章できないというところもありまして、利用の少ない中で非常に負担を掛けて、忌避感の強いものを掛けていたということでございます。

それから職業分類のコーディングにつきましても、委員御指摘のとおりでございます、産業分類の状況と実は合わせて見ることで、より精度を高めるというのが部分的にあることは事実でございます。ただ、こちら表章していきます職業分類は、家計調査と同じく、ある種特殊な分類でございます、非常に大きくりのものがございます。労務作業者と、それから職員、この中に民間、官公というのがある、あとは自営業種の中に商店を営まれているかどうかとか、自由業なのかどうかとか、全部合わせましても十数分類の、区分としてはあまり細かなものではございませんので、先ほどのような産業分類と合わせて見ないと、格付けできないというものではないと考えているところでございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

今の点で、お伺いしてもよろしいですか。氏名については、私もかなり重く感じております。逆に言えば、そこが落ちたことによる負荷の方が、経年考えると大きいかと思いますので、それに合わせて追加のというのが、私としては慎重になってもいいかというのがございます。

例えば仕事のことなのですが、世帯主しか聞かないということです。ただ、その中で誰と一緒に暮らしているのかというようなこともあって、本当は今の御説明ですと、データとして出しやすいのは現時点でもいいので、産業分類と職業分類と書けた場合と書けない場合で、どれだけずれがあるのかという、若干元データに戻ってもらわなければいけないのですが、それが非常に分かりやすいとは思いますが、せめて同居人の仕事の状況を聞いていくというのは、世帯主だけだと、つまりもう1つ考えなければいけないと思うのは、恐らく国際データとして、国を代表するデータとして位置付けられると思うのです。それはもう既に貧困率の話も出ていますから。そういったときに、若干そのところできちんと使い得るデータにしないといけないという視野は持っておいた方がいいかなと思うのです。

そのような意味で、学歴を入れられたというのは、私は英断だと思っているのです。これも、あれもというわけにはいかないということも非常によく分かっていて、ただ、今ま

で氏名でぼんと取ってしまって、そこで産業も仕事も個人のレベルでなくなって、世帯主だけというのは、要するに今まで3世代がいなくなって、高齢者層も自分でひとり暮らしとか二人のみということになりますけれど、世帯主のところでは出現する割合は高いですけども、若年層につきましては、親と一緒に暮らす人が多くなっているとすると、その人たちが過去は世帯主として出ていたのが出なくなるという状況があります。

ですから、そこを考えると、慎重がいいかなというのが、私の個人的な見解ですけども、いかがですか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 ありがとうございます。今お話をさせていただいているところは、部分的な1項目にターゲットを当てて御議論いただいておりますので、委員の御指摘もごもっともだと思いますし、その懸念も出てくるかと思えます。

他方で、御理解いただきたいのが、今回従業上の地位といったものもしっかりと今までどおり、ここは世帯主以外の配偶者も含めて取ってございまして、多くはこの従業上の地位と、先ほど申しました全国消費実態調査、家計調査の職業分類というのは、ほぼニアリーイコールのような状況で、例えば自由業とかいうのが取れなかったりしてまいります。配偶者の方が、雇用されていらっしゃるって、正規か非正規かといわれているようなところはしっかりと取れて、クロス集計も掛けていくことができていきますので、そこはそちらで見ていただくということで御理解をいただく形ではないかというのが、私どもの中での検討した結果でございます。

○嶋北統計局統計調査部消費統計課課長補佐 私も、国際比較の観点で申し上げます。例えばOECDがどのようなデータを求めているかにつきましては、現時点では、例えば何人仕事をしているかということまでは求められておりますけれども、職業について国際的に求めるということは現状ではありません。将来的には、もちろん求める可能性がなくはないとは思いますが、現状ではそこは国際的に比較が難しいところがあって、現状はないという状況でございます。

○白波瀬部会長 産業分類については、いろいろ御専門もあるのですが、そこで職業がたくさんなくなるというのは、そこはかなり国際比較では目立ってしまうので、そこは御検討いただいても。つまり、このところで既に従業上の地位は、日本は結構従業上の地位が分かっている、職業は分からないから要らないのだという方も、実はいたりするので、そのようなものではないので、そこがどうかと私は感じています。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 1点だけ補足をさせていただきますと、職業分類といいますと、国勢調査とか労働関係の調査の分類をイメージするのですが、私どもの家計調査も全国消費実態調査も、家計消費のところでは使っている職業分類は独自なものでございまして、勤労者世帯といっている勤労者という概念で、この内訳が、先ほど申しましたが、労務作業者と、それからそれ以外の職員と、ブルーカラー、ホワイトカラーという分け方なのです。そのほかについては、勤労者以外ということになりまして、あと何を入れているかということ、個人営業主ということで、商店等を経営しているか、農林業の従事者か、そうではなくて職人かどうか、実はこれぐらいの区分でもございますので、区分的にいうと、職業分類とは違うということでございます。

○白波瀬部会長 それは社会学者の責任ですね。きちんと見てこなかったから。それは職業分類とはいわないような気がするのです。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 そうなのです。ですから、これを作るための聞き方として、どのような聞き方をするかということで、職業はそれでも聞く形にはしていますが、先ほど西郷委員から御指摘いただいたような形で、これを作るために勤め先の名称なり内容を聞かないと、今申し上げたような分類、コーディングができないかというところ、そのようなものでもないということでもございまして、以上を踏まえて、今のところはこのような整理をさせていただいているということでもございます。

○白波瀬部会長 現場の方から何か御意見ありますか。

○川辺東京都総務局統計部社会統計課長 東京都です。氏名や勤め先等、昨今、個人情報に関する取扱いというのは、自治体でもかなりデリケートになってきておまして、例えば部署が違った場合に、一昔前であれば融通できたというようなレベルの情報も、現在は、個人情報保護審議会などきちんと手続きを踏まないと提供できないとか、かなりデリケートな扱いになってきております。また、聞かれる側の調査客体でも、個人情報を聞き出して悪用するのではないかとといった反応が返ってくることもございましてこのような状況を踏まえ、現在では必要最小限の個人情報以外は極力聞かないというのが今の行政のトレンドかと思っております。

技術的なものでいえば、先ほど、どのような形で特定するのだという話もありましたが、名簿で世帯番号などで、氏名という形ではなく、コードを振ることで、ひも付けすることが技術的な形で、確か工夫されていらっしゃると思いますので、氏名などを聞かなくても表章等で問題がないのであれば、極力聞かない方がよろしいのではないかとというのが、私見めいたところもありますけれど、意見でございまして。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○片岡神奈川県統計センター消費・商業統計課長 神奈川県です、基本的には東京都と同じような状況ですけれども、家計調査においても、家計簿につきましては氏名を書かないで世帯番号で管理しており、それで疑義照会には十分対応できているという状況がございまして。全国消費実態調査においても、世帯票から氏名を除いても、現場の審査においては特段困らずに、きちんと対応できると、考えております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。現場の声としては、氏名はかなり重いということは承知いたしました。繰り返しのものですが、職業については、その分類自体が間違っているということがあつた。横並びに分類自体は、要するに独特のものを、全国消費実態調査で使っていただくというよりも、もう少し標準化された大分類で御対応いただけるようにするという。

なくなるというのは、かなり大きいことだと思うのです。産業も含めて結構大きい。国際比較するとき、世帯主しかその情報を取っていないというのは、社会調査の中でかなり属性的な重いものだと私は思います。このあたりは外せない変数にもなってくるので、今世帯主のみ残すということですが、その世帯主の職業分類も再考していただくと、本当は一番ありがたいと思います。

これ自体はいいのです。このまま聞いていただいてもいいのです。ただ、それは集計のところに、そのような意味では、かなり国際比較というのは日進月歩であって、これは大きな1つの契機にもなっていると思うのです。ですから、これは歴史があるということも非常に重要なところなのですけれど、少しそれは御検討いただけるとありがたいと思います。

氏名等につきましては、これは内容的にかなり厳しいと思いますし、現物につきましても、かなりの負荷をかけているということもあります。国公立についても、ここをこれでというのは確かに教育費云々ということで注目は集まっているのですけれども、この視点で入れるというのは難しいかもしれないというのは、少し考えるところであります。

よろしいですか。御意見どうですか。いいですか。

ということで、今まで基本にお示しいただいたところについては、これでお示しいただきたいのですけれども、ペンディングとして産業と職業についてお考えいただけると大変ありがたいと思います。

では、次は、調査実施者から追加で説明したい事項がある、これも抱き合わせの議論にした方がいいかもしれないのですけれども、よろしく願いいたします。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 それでは、資料1-2としまして、年収・貯蓄等調査票（案）に一部項目を追加する修正案についてと題したペーパーを御覧いただければと思っております。誠に恐縮でございますが、タイトルのとおり、諮問に出ささせていただいております年収・貯蓄等調査票の案を、こちらは自ら項目の修正をさせていただきたいという提案でございます。

全国消費実態調査で年収それから貯蓄等調査票を配布しまして、世帯の年間収入の構成、実態を把握しているわけでございますけれども、加えてこの調査票から国際比較にも使われます相対的貧困率とかジニ係数などの算出も行っているところでございます。これらの算出につきましては、委員の皆様も御承知のとおり、等価可処分所得という概念を算出しまして、そこで指標の推計を行っていくということになるわけですが、こちらの等価可処分所得の概念につきましては、OECDの算出基準が改定されてございまして、具体的にはこれまでと違う部分として、特に仕送り金の支出、それから企業年金の掛金の部分から収入から控除されるという形で変更になってございます。

下に参考として新旧の基準比較を書いてございます。具体的に述べさせていただきますと、企業年金の受領額が、財産所得から移転所得に、これは内訳が移動しているということでございます。それから新基準の2番目、事業所得のところを見ていただきたいと思います。自家消費の部分が明示的になっているということでございます。それから3点目、移転所得の内訳としまして、先ほどの企業年金の受取金が財産所得から内訳として移ってきているのに加えて、仕送り金の収入、他の世帯等からの仕送り金の収入が明示的に加わってきているということでございます。この兼ね合いでもございますが、控除金額の中に企業年金の掛金の部分と、仕送り金を他の世帯に支出している部分がプラスになってきている。

これまでの全国消費実態調査は、自家消費といったものと、それから企業年金の受取金はもちろん把握も内訳としては入れてございまして、ただ、個人年金の切り分けが可能な

かったので、今回内訳が個人年金と分かるようにしてございます。

そのほかに、仕送り金の収入といったものも捉えてきてございましたが、この新しい基準の見直しの中で、先ほどの本文の中でも書きましたが、仕送り金の支出の部分、それから企業年金の掛金の部分を取り出して控除するというのが、基準に一番沿った形となってくるということでもございました。そのため、これまでお出しさせていただいていましたものは、取れていなかった仕送り金の年間支出金額を新たに調査項目に追加する。先ほど申し上げましたように、個人年金の受取金と企業年金の受取金をはっきり内訳のところの推計ができるようにするという見直しを行ってございます。

他方で、控除します企業年金掛金のところにつきましては、簡易調査で精度が落ちることが懸念されるのですが、家計簿の記入内容から捉えることができまいりますので、それを基に推計する計画で考えていたところでございます。

他方で、等価可処分所得算出におきまして、今の計算式、直接ではないのですが、収入から控除いたします税、社会保険料についてですけれども、いくつか税があるわけですが、固定資産税、都市計画税、それから自動車諸税の3税でございまして、資産の保有に対して掛けられている税金でございまして、こちらの取扱いが旧基準では明確ではなくて、私ども平成11年の全国消費実態調査からこの算出を、旧経済企画庁の算出を引き継ぐ形で行ってございます。収入概念、具体的にはこの収入の中には住宅をお持ちでない方々だけではなくて、住宅を持っている方々、正に固定資産が掛かるところなのですが、そのところの持ち家の帰属家賃のような保有資産からのサービス、自家消費の部分というのは、収入概念としてOECDでは入っていないということもあって、その整合性から対象外の整理を従来からずっと続けてきてございました。

ところが新基準におきましては、所得、資産に対して課せられる直接税という表現で、資産課税の部分も保有課税も明確化されてきているところで、少し私どもの考え方含めて疑義がありましたので、OECDと協議、相談させていただいていたところなのですが、先般、最終的な連絡もありまして、日本の固定資産税、都市計画税、それから自動車3税につきましては、等価可処分所得の算定、算出、推計のところ控除項目として取り扱ってほしいという要請があったところでございます。

これらにつきましては、世帯票とかその他の調査票から推計するというのは困難な項目でございましたので、大変恐縮でございしますが、提出をさせていただいておりました調査計画の一部を見直しまして、この資産保有税を把握する調査項目を1つ追加させていただいて、併せて、ここで聞くということであれば、正確性を期すという観点から、企業年金の掛金につきましても直接調査する調査票へと改めることにさせていただきたいと考えている次第でございます。

なお、こちらにつきましては後ろに別紙としまして見直した調査票を付けてございまして、年収・貯蓄等調査票のちょうど裏面にローマ数字のⅢといたしまして、「企業年金掛金・固定資産税などについて」というのを加えてございます。2問御用意しまして、企業年金、これはあくまでも本人負担分のみでございまして、企業が負担しているものは入ってまいりませんので、あくまでも確定拠出年金のマッチング拠出といわれるところになってまいり

ますが、その部分があれば御記入いただく。それから固定資産税、都市計画税、自動車3税につきましての年間の支払額を直接聞くという形の調査項目を追加したというものでございます。

大変恐縮でございますが、このような修正を提示させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。個人的には、大変望ましい追加の変更だと思います。

ただ今の追加説明は、前回部会で御紹介がありました統計委員会の諮問時に北村委員から御提案がありまして、年間の可処分所得を把握するため、過去1年間の税金等の支払い状況を把握できる調査事項を追加できないかという御意見にも対応するものと思います。そこまで具体的な御提案というか、御要望はなかったのですけれども、今回実施者でOECDと直接かけ合っていたきまして、比較可能性の高い形でこのような御提案があったことにつきまして、私個人としまして非常に高く評価させていただきたいと思います。

一方で、年間の可処分所得を把握するため、年収・貯蓄等調査票等に資産保有税額などの調査事項を追加するということございまして、報告者の記入負担等も関係がありますから、丁寧に審議させていただきたいと思います。このあたりは現場の東京都、神奈川県のお意見も真摯に伺いながら進めていきたいと思うのですけれども、繰り返しですが、OECDというのはもともとルクセンブルグ・インカム・スタディというところと連携をして数値が出ているのですけれども、それは世帯だけではなくて、そこの中の個人レベルと2つのレベルでデータが提供されております。

その中で、このような形で非常にカテゴリーとして大体みんな同じようにハーモナイズしてくれるのですけれども、それがそもそもハーモナイズできないような状況で提出されていたという過去の経験もありまして、そのような意味では、とても大きな改善策ではないかとは思いますが、繰り返しますが、それが現場の方からの言葉での状況を無視したものであるわけにはまいりませんので、このあたり、どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

では、いかがですか。御発言、御質問、まず委員からありますか。川口委員。

○川口専門委員 2つの種類の税を合計したものを直接聞くような形になっているのですが、どちらにせよ、回答していただくためには、去年の納税記録などを参照していただくということで、いずれにせよ回答負担が非常に重たい項目だと思います。

それである以上は、合計額を聞くのではなくて、固定資産税関係の不動産2税と自動車関係の3税を分けて聞くという形であってもよろしいのではないかと思ったのですけれども、ここをあえて合計額を聞いている理由は何かあるのですか。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 そこは私どもも検討を一番やったところございまして、私どもとしての利用目的で考えますと、不動産と動産で分けた算出を、OECDの集計をするときにするかというと、それはないものですから、調査項目としては2問立

てると、それ自体が見かけの部分という意味でも負荷が出てきたりもしまして、紙面自体が窮屈になってきて、その窮屈さが世帯に与える印象も出てくるものですから、必要最小限で考えると、合計金額。

実際は動産と不動産で違うものでもございますし、私どもも、この取扱いについては疑問を持つところもあって、分けられるのであれば分けて取りたいという気持ちもないわけではないのですが、必要最小限で考えると、このような整理をさせていただいたということでございます。

○川口専門委員 すみません、これは少なくとも2つに分けると、新たな使い方が出るとは思うのです。例えば、固定資産税が分かれば、不動産がどれだけの価値で評価されているのかということ逆算することができますし、今回耐久消費財を落とす中で、自動車の保有も落ちてしまっているの、後から分離することができなくなってしまっているの、特にこれによって負担が軽減されるということであれば、2つ分けて聞いておいた方がいいのではないかと思います。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 次回までに検討をさせていただきます。

○白波瀬部会長 意外と一緒にしたらいいだろうというものの、答える方は、それは別々なので、一緒にしなければいけないので、中がアバウトになるという状況もあって、ここも御検討いただけますとありがたく思います。

ほかにいかがですか。東京都、このあたりご意見ありますか。

○川辺東京都総務局統計部社会統計課長 確かに川口委員がおっしゃられるように、分けた方が税務書類と突き合わせてすぐ書けるから、その形の方が、間違いが少ないということもあるのかもしれませんが、その辺りのところは、正直よく分からないところがあります。

技術的には、例えば分けた場合に、自動車税ですと軽自動車税はかなり低額なので、例えば原付しか持っていない人であれば数千円という形になりますから、そこは1万円しかない欄にどのように書くのかとか、そういったケースが出てきます。そのような場合、当然このような形で分けたときに、どのように書いたらいいのか質問のようなものが跳ね返ってきてしまって、その分、事務量も増加しますので、それはきちんと説明できるような形での用意をしていただくことが、むしろ重要かと考えております。

○白波瀬部会長 もし、聞くのであれば、答えやすいカテゴリーにさせていただけるといいですね。

神奈川県どうぞ。

○片岡神奈川県統計センター消費・商業統計課長 先ほど回答の中にもあったのですが、調査票の紙面の窮屈さというのが、現場の感覚では非常に大事なものであります。特に御高齢の方から、まず字が小さくて読めないというような御批判をいただくことがままありまして、できるだけ調査票をシンプルにさせていただいて、字を大きくしていただきたいと現場からは結構大きな声があります。

それから、そもそものお話なのですけれども、また調査票に追加ということになってい

と思うのですけれども、現場の意見、ここにいる東京都、神奈川県だけではなくて、全国的に負担が増えるのは勘弁してほしいという声が強い中で、追加ということなので、どうかと思うのです。もともとこの調査票自体が非常に忌避感の強いものなので、企業年金とか固定資産税、自動車税が増えたとしても、大きなインパクトにはならないのかなという気はいたします。

ただ、調査員の立場からすると、企業年金というのは何なのかというような、多分質問とか、調査員自身も理解しないと説明ができないというようなことがあったり、それからコールセンターに問い合わせが増えたり、そのようなことも予想されますので、まず世帯や調査員向けに、企業年金というのとはどのようなものを記入するのかという分かりやすい説明をしていただくとか、それからコールセンターの要員をしっかりと教育をしていただいて、適切に対応していただくとか、あと、オンライン回答システムで回答する方も増えてくると思うのですけれども、その方々向けに、オンラインで、あまりマニュアルとか読み込まなくても直感的に入力ができるようなものも、併せて御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見だったと思います。よろしく願いいたします。分かりやすいとか。これもそうです。字がたくさんあるという、これもよく承知しますけれど、本当に高齢になられると、といっても、私も字が小さいなど最初に学生などに言うてしまうのですけれど、そこは難しいところだと思います。よろしく願いいたします。

別紙というか、マニュアルで1枚紙のようなものが増えても困りますし、そこはよい知恵を出していただけるとありがたいと思います。

いかがですか。追加になるというのもあるのですけれど、その分、なくなる部分もあるので、御説明の折には、よろしく御協力いただきたいと思います。もちろん全国的に実施者については、御説明等の場合はどうか丁寧に説明をお願いいたします。

あと、いかがですか。よろしいですか。では、今回の追加の御提案につきましては、どうかよろしくお進めくださいませ。了承したものとします。

それでは、資料2の審査メモに沿って個別の審議を進めたいと思います。まず初めに、審査メモ7ページの（イ）新設される家計調査世帯特別調査の調査事項について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、7ページ（イ）新設される家計調査世帯特別調査の調査事項についてでございます。前回の説明でも、体系のところ御説明申し上げましたが、変更後の甲調査の基本調査で使用する家計簿調査の報告者は約4万世帯を予定しております。変更前の5万6,000世帯から縮小されます。このため、本調査と同じ時期に実施する家計調査の結果を、本調査の集計に活用することとしております。

しかし、本調査で把握する事項で、家計調査で把握していない事項がございますので、これらについては家計調査世帯特別調査を新設し、こちらの表4においてお示ししました調査事項を、家計調査の報告者に追加することとしております。これらについては、結果

精度の確保という観点から、おおむね適当と考えますが、家計調査の報告者に調査事項が追加されますので、調査事項の追加による影響とか、本調査の集計に活用するに当たって必要最小限の調査事項となっているかなどという観点から、論点を提示させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、各論点に対する回答について、調査実施者から説明をよろしく願いいたします。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 それでは、資料3です。総務省統計局説明資料、前回の途中からになります。14ページをお開きいただきたいと思います。こちらの後段からの(イ)としまして新設される家計調査世帯特別調査の調査事項が入っております。論点3つ頂いているところでございます。また、先ほど収入・貯蓄等調査票の説明ペーパーの別紙に3枚ほど調査票が付いておりましたが、そこでも2枚付いてございまして、この家計調査世帯用の調査票が、二人以上世帯と単身で付いてございますので、そちらも見ただけであればと思います。

まず1点目でございますが、記入負担軽減のために、報告者に対してどのような措置を講じる計画かというお話を頂戴してございます。これは以前、御説明しましたとおり、全体の負担軽減、それから記入精度の観点から、家計調査約6,000世帯に対しまして、この特別調査を実施するというものでございます。家計調査の回答のみでは全国消費実態調査の回答として欠測となる事項がございますので、その欠測事項の部分を集めて1つの調査票としているところでございます。先ほど見ていただきました、二人以上の世帯、単身世帯ともにA4で表裏1枚の調査票を用意しているところでございます。

内容的には、具体的に申し上げますと、今般新設いたします学歴でございまして、就業時間、就業状況でございまして、このようなものと、それから全国消費実態調査ならではございすけれども、保有している不動産の状況、それから年間収入の細かな内訳といったところを、家計調査では年間収入は大きくくりで取ってきてございすので、その中では見えてこない細かな内訳の部分について、追加して調査する調査票を立てているというものでございます。

単身世帯では、更に金融資産や負債の状況を、これは家計調査で捉えておりませんので、追加して捉えるという内容になってございます。

説明資料の15ページになりますけれども、その調査事項を必要最低限のものになっているか簡素化を図る余地はないかという論点を頂いてございすますが、先ほどのとおり、基本調査で調査している事項のみで、足りないもの、欠測しているもので構成してございまして、不要な項目というのは含めてございせん。

この意味で、必要最小限のものでございまして、ここから更に項目を削ると、集計が一部できなくなってくるということになりますので、簡素化を図る余地はないと考えてございす。

それから3点目でございますが、今後このように家計調査に上乘せする調査ということであれば、家計調査自身の調査票を変更して、継続的に家計調査もこの部分を把握したら

どうかと、そのような論点を頂戴してございます。御承知のように、家計調査は6カ月間にわたりまして調査をいただいているわけなのですが、全国消費実態調査と今回のものと大きく違う点を負担といった面でいいますと、重量、数量の記入をしなければいけないとか、この部分は非常に大きなものでございます。

この家計調査は6カ月間続けてやっていくという、忌避感も、記入負担も大きい調査でもございまして、また短期間で集計をしていくということから、結論から申し上げますと、今回の追加の調査事項を直ちにこの時点の家計調査に持ち込んで継続的に調査できる状況にはないと考えてございます。

ただ、将来的にこのような調査事項を入れている意義は、検討事項としては十分あり得る話だと思います。その際は、今回の全国消費実態調査の実施状況を踏まえるということと、家計調査としての他の調査事項とのバランスも考えながら、新たに入れていくとすれば、どこの部分を削っていくのかとか、このようなところも併せて検討していくことが必要かと思われまます。

いずれにしましても、直ちに継続的な調査事項とできる状況ではありませんが、将来的な事項としては十分検討され得ると考えています。

家計調査の特別調査票につきましては、以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただ今の意見に対しまして、御質問や御意見のある方はいかがですか。

作業としては、突合していくような形になりますね。ですから、既にあるものに、この新しく。そこの作業というか、特に問題はないとお考えですか。何かシミュレーションのようなことをやられたとか、そのようなことはないですか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 今、部会長が突合していくとおっしゃるのは？

○白波瀬部会長 既にあるものに付けていますから、これを1つの調査票に。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 そうです。そのようなことになります。

○白波瀬部会長 この作業等については、特に問題ないと。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。まだ実際の作業には入ってはいませんが、基本、家計調査の調査票データに、この調査票を付けるという作業を行います。

○白波瀬部会長 大体同じような、年間収入で同じようなことを聞いていると、ずれたりするなど、いろいろ作業上あるような気もするのですけれども、そのあたりはとりあえず大丈夫ということですね。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。実際的には確かに細かな検討を加えないといけない部分があるかと思いますが、それによって調査事項が変わるということではないとは思ってございます。

○白波瀬部会長 方針としては、これを最低入れたいということだと思います。いかがですか。あとは負担感というか。

嶋崎委員どうぞ。

○嶋崎委員 実際のことを教えていただきたいのですけれども、家計調査の対象世帯の方には、いつの段階でお知らせがあるのでしょうか。またそれを拒否することはできるので

すか。そのあたりを教えてください。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 これは都道府県からも本当に多く頂いているところですが。途中から後出しじゃんけんのようにすると、調査世帯からは嫌悪感を示されるということで、最初に御説明に当たるときに、そのような追加の調査もするというのも、調査世帯に話をするということで考えています。

○嶋崎委員 最初の頃に言われても恐らく忘れてしまい、実際に進む中では、それが拒否されてしまう場合も多少はあるだろうというようなスタンスでおられるのですか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 それは、全くないということはないだろうと思っております。これまでも、正直申しまして、家計調査も段階的に年間収入、それから貯蓄、負債というのを聞いていきますが、全て最初に快諾いただいた方々が、実際の調査票を見て、その部分だけ御回答されないということは、事例としてはございますので、そういったものが今回の特別調査票にも出てくる可能性はあり得るだろうとは思っております。

○嶋崎委員 分かりました。

○白波瀬部会長 関連してなのですが、調査法で、改めて依頼しますから、特に後出しじゃんけんとは思わないのですが、嶋崎委員もおっしゃったのですが、最初にお願ひして、後であるかもしれませんが、家計調査をお答えいただけますかというようにする場合と、家計調査として実施しておいて、回収する前にもう1つ調査があるのですが、お答えいただけますかという、改めてということになりますけれど、そこで拒否されるという可能性も十分あるのですが、どちらかという、後出しとは私は思わないのですが、それは拒否されるのは御自由ということなので。でも、最初に言って、それは絶対落ちるから、それよりも、家計として今までどおりきちんと答えていただいて、それで追加でとやられる方が、何か自然なような気もする。

そのあたりは御検討されましたか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 これは、最終的にはどのような案内を出していくかということで整理をしておりますが、現場の都道府県、それから市町村、更に調査員の話でございまして、ただ、今頂いているのは、正直、下の方がいいということで言われていまして、全体としてはこのような調査票を、この家計調査ではやっていくと。家計調査をそのとき受けていただく方々は、過去受けていただいた方は、基本的にいらっしませんので、初めて今回家計調査を受けていただくわけなので、これまでと違って負荷が大きいとか、そのようなことではなくて、とにかく説明されている内容で全体を理解いただいて、御協力いただくかどうかという判断をされるということでございますので、確かに1つ入ってくることによって、あれもこれもというのが1つ出てくるのは事実ですが、最初にしっかりと示していくというところが大事だろうというのが、自治体からの御意見としては多い状況であります。

○白波瀬部会長 現場の方で、神奈川県、東京都、ご意見ありますか。

○片岡神奈川県統計センター消費・商業統計課長 神奈川県の家計調査の状況で申し上げます。最初に幾つか調査票があるという説明を必ずするわけなのですが、ただ、時

間も限られていますので、年収調査票とか貯蓄調査票のことを後で説明しようということで、最初の説明で省いてしまうときがあるのですけれども、その場合、先ほど御説明の中にあったとおり、そのようなものは聞いていないというような反応を示される方が、現にいらっしゃいます。特に家計簿よりも更に年収とか貯蓄の状況を聞くもので、これは出したくないというものを後から言われるというのは非常に抵抗感があるのではないかと思います。

ただ、現場の状況ということで、調査員によってはうまくそこを後から説明してもクリアするという、部会長がおっしゃったとおり、きちんとしっかり、このようなものが実はあるのですというように説明できれば、それでクリアできることだとは思いますが、その辺は調査員のキャラクターといいますか、それぞれのやり方というのがあるから、私はこれでうまくやっているからというようなベテランの方が多いいと思いますから、そのような形でやっているのですけれども、どちらかというとも最初に全部このようなものがありますと言った方が、トラブルは少ないといいますか、どちらが大きなトラブルになるかという、わたくし、課長のところに電話が掛かってくるようなものとするれば、調査員がきちんと説明していないではないか、後からこのようなことを出せと言ってきたけれど、このようなものは必要なのかとか、そのような苦情が来たりする場合があります。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

東京都、ご意見ありますか。

○川辺東京都総務局統計部社会統計課長 状況は多分同じだと思います。恐らく最初に説明しておかないと、「最初に説明してもらえれば、このような調査を受けなかった」というような言われ方をしてしまう可能性があるのです、きちんと最初に説明しておくべきだと思います。

調査世帯によって、最初に説明してから、実際 10 月、11 月に調査に協力いただくまで滞空時間が違ってきているということがありますが、一番早い世帯でも説明後同じ月に調査票をすぐ記入してくださいというのはありませんので、説明から実際の記入までに長短はありますが、世帯の方と調査員の方でコミュニケーションを取り信頼関係を築いていく中で、タイミングを見計らってお願いするということではできないのではないかと思います。

実際そのような形でやってみて、効果はどうだったかというのは検証していただいて、次回につなげていく必要があるかと思います。

○白波瀬部会長 そのような意味では、本当に現場の方の御負担かもしれないですけど、現場の声をできるだけ上げていただいて、共有させていただけるのが一番なのです。でも、理論的に、頭でっかち的に言うと、そのようなことがありますというのと時系列的に考えると全くない家計調査で今までやっていたのが、突然もしかしたら次にあるかもしれないという、それは対象者にとっては、今までどおりの家計調査と違ってくるというのがありますから、そのあたりも現場との掛け合いがあるので、どうかよろしく願いいたします。

あと、何かありますか。西郷委員。

○西郷委員 今は平成 31 年の調査について話し合っているわけですが、今後もこれ

と同じような体制で集計が行われる。つまり5年に一遍全国消費実態調査が行われるタイミングで家計調査に特別調査というものがかかって、両方の調査が統合されるような形で全国消費統計というものが作られる、そのような計画というように理解してよろしいですか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 そこは、今はまだ決めているというわけではないですが、少なくとも私どもは今回、全国消費実態調査をやった後、また家計調査も統計委員会で御議論いただく場面が、次の全国消費実態調査の前にあるだろうと。これまで未諮問というのが、このような形状では続いてきたかと思いますが、2年前に御審議いただいて、次にまた家計調査も次のバージョンアップを、この全国消費実態調査の状況を踏まえてやっていく必要性は恐らく出てくるかと思いますが、その場合は、併せてそのときに御検討いただくことになるかなと。

もし、ないということになって、そのまま次の全国消費実態調査を迎えることになるのであれば、恐らく同じような形になるだろうと思われま。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、澤村審査官。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません、1点お願いなのですが、今回、全国消費実態調査と家計調査の対象になる方、2つの調査を受けられる。申告義務の課される基幹統計調査2種類の対象となるという、初めてのケースかもしれません。国民生活基礎調査のように後続の調査が実施される場合も、国民生活基礎調査の中での実施というような形になっていましたので、今回は初めてのケースになります。

それで、今、西郷委員も御指摘のように、これがどのような影響を及ぼすのか、嶋崎委員が前回御指摘のように、将来に向けた体系的整備の中で、このような在り方がいいのかというのは、今回実施により、どのような影響があったのか検証、検討していただいて、考えていくというのが大事ではないかと思えます。是非その辺、調査実施者の方に検討をお願いしたいと思います。

○白波瀬部会長 よろしいですか。大切な点。ありがとうございました。

あとはよろしいですか。では、このような形で進めさせていただくということで、大体御了承いただいたと思えます。ありがとうございました。

たくさんコメント、報告等ありましたので、その後の対応よろしく願いいたします。

次は、諮問時の委員会や前回の部会でも質問がありました9ページの（ウ）耐久財等調査票等の廃止でございます。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、9ページの（ウ）耐久財等調査票等の廃止でございます。今回、報告者負担の軽減や、行政上の利活用が低下したということで、このような理由をもってこの調査における耐久財等調査票と乙調査における家計簿Cを廃止することとしております。

これらにつきましては、報告者負担の軽減という観点から、おおむね適当と考えられますが、廃止の目的とか廃止による支障、代替可能な調査の有無とか、そういった観点から論点を提示させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは各論点につきまして、調査実施者から回答をお願いいたします。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 それでは、説明資料の16ページをお開きいただければと思います。(ウ)の耐久財等調査票等の廃止でございますが、論点3点頂いてございまして、まず1点目が、耐久財等調査票と家計簿C、どのような目的で導入されたか、どのような結果推移となっているかという点でございます。

まず1点目の、耐久財等調査票でございますが、これは耐久消費財の保有状況を調べるということで、1959年、昭和34年調査から実施しているものでございまして、大きく2つございます。1つは、耐久消費財の普及状況、普及率とか所有数量、それから家計が保有します実物資産額の一部としまして、その推計に使っていくという目的で調査をしてございました。

かわって個人収支状況調査におきます家計簿Cでございますけれども、こちらについては平成6年1994年の調査から全国消費実態調査の体系の中に組み入れてございます。個人収支状況調査は世帯の収支ということではなくて、世帯の中の、個計化といわれていますが、世帯員の収入、支出の状況、こづかいの状況を調べるということでやっておりますけれども、更にこの家計簿Cといわれる家計簿を照合することで、収支項目分類でこづかい(使途不明)という、使途不明部分の支出がどうなっているかの推計をしようということ想定して導入しているものでございます。

結果、過去3回分については、別紙1と別紙2を付けてございます。別紙1としているのが耐久財の調査から出てきているものでございまして、後ろの方、28ページに出てございます。中ほどに、昔でいえば3種の神器といわれた冷蔵庫とか洗濯機、それから裏面にテレビ等ございます。昔は冷蔵庫や洗濯機、調査開始時点ですと普及率は一桁台だった状況でございますし、テレビも当時はまだ白黒テレビで、30%弱といった程度でございましたが、そういったところは充足もしてきている状況でございますし、また、見ていただくと分かる通り、時によって結構調査項目が変わってきてまして、商品が変わってくるからなのですが、時系列的な接続が必ずしもあるというのではないことを御理解いただければと思います。

一方で、別紙2が家計簿Cを使っている個人収支のところの状況ですが、先ほど申しましたように、使途不明の部分を分解するというので、家計簿Cを使って推計するのと、使わないで推計するものを2つ並べてございます。ちょうど6本縦に列があるかと思いますが、右から3つの列を見ていただきますと、消費支出に占める割合ということで、使途不明、案分前のものと、使途不明を平均で案分したものと、使途不明を家計簿記入なしで案分と書いていますが、つまり一番右側が家計簿Cを使ったものです。真ん中が使わないものなのですが、見ていただきますと、全く変わらないというわけではなくて、0.1ポイント程度変わる要素はありますが、ほとんど変わらないという、家計簿を使ってやったところでほとんど変わらないという状況になっているところでございます。

ページを元に戻っていただきまして、16ページでございますが、2点目の論点として、

利用が低調になってきているわけなのですが、どのような要因で低調となっているのか、それから地方公共団体や調査員から、この2つの調査票についてどのような意見が出されているのかということをご頂戴しているところでございます。まず耐久財等調査票でございますが、当初、昭和34年に導入した当時、高度成長期でございまして、先ほども紹介しました3種の神器のようなものも一桁台の保有状況で、耐久財の保有が国民生活の水準が向上していく1つの指標、メルクマールにも使われてきている状況でございました。今はその部分はほぼ100%に近い状況にもなっておりまして、実際の普及状況を見るのも、個別のある特定の商品がどれくらい普及しているのかとか、家計収支の状況とクロスをさせて見るという見方はほとんどされていまして、耐久財の消費状況というのも昔と違って普及が進んできたことが、関心というのも昔と比べれば薄れてきている要素もあるかと思っております。

また、統計調査としましては、内閣府で消費動向調査をされていまして、全国消費実態調査は5年に1回しか分からない普及状況を、毎年年度末に主要耐久財について調査をされておりますので、実は私どももそうなのですが、主にそちらを使って普及状況を見ているところから、代替の統計があるということもあって、利用ということも低迷している状況と考えられます。

家計簿Cにつきましては、先ほど見ていただきましたとおり、もともとこれを使った集計をしてもしなくても、数値にあまり変わりはないというのが大きな要素だと思われまして。特に目的として考えておりましたのは、消費者物価指数の細かなウエート作成において使うということでもあったのですが、実際の近年の消費者物価指数の作成では、この家計簿を使った部分を推計に使うということにもしていませんので、そのようなことからしても、もう使われてきていないということがございます。

ですからこの際、家計簿Cというのを廃止するという判断をさせていただいたところでございます。

地方公共団体や調査員からの意見ということで、17ページを御覧いただきたいと思っておりますが、これをやめてほしいということの特化した形での意見はなくて包括的に、調査事項全般に関してなのですが、調査票の枚数を減らしたり、調査項目を削減してほしいというのは、これは本当に強く全国の担当者や、調査員から言われているところでもございまして、それを踏まえた整理ということでございます。

それから最後、cとしまして、耐久財等調査票を廃止した場合に、他の調査結果で代替することが可能か、廃止した場合、どのような支障があるかということでございます。まず1点目、他の調査結果で代替することが可能かということでございますが、一番代替性を持っているのは、先ほど御紹介しました内閣府の消費動向調査で、本当にこれはよく利用されている調査であるかと思っております。もちろん調査項目が全てカバーしているかということ、それは少し違ってまいりますので、そのような面と、それから都道府県別といったような地域性というのは出ておりませんので、その観点からいうと、その部分の代替というのは単純にはいかないということでございます。別途調査を考えるか、充実させるかということをしなないと、そこをもしカバーするとなると、そのようなことを考えないと

いけないと思います。

いずれにしても、全国消費実態調査の利用状況を見ましても、家計収支とクロスをさせて見ていくとか、資産とクロスをさせて見ていくというのも、基本的に普及のところについてはありませんので、ほとんど独立したような状態で調査がされて、使われているというような状況でございます。

先ほど申しました、都道府県別の地域別の耐久消費財の普及状況については、消費動向調査では把握することができませんので、この点は地方公共団体の方々については、不便をかけるところではございますが、現在の調査結果の利用を見ますと、別紙にも付けてございますが、地方公共団体も資料の中にその数値を掲載される、紹介されるというところにとどまっております、行政施策上の立案としてお使いになられるという例は皆無と申しますか、見られないところでございます。

したがって、そのようなことから、影響としては限定的というように考える次第でございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

重川委員、お時間になったようなのですけれど、今のところ、何かありましたら御意見、コメントよろしくお願ひいたします。

○重川専門委員 御説明いただいた内容で、耐久消費財に関しましては、ライフスタイルということと、実物資産の推計ということですが、数字を見せていただきますと、かなり割合としては低いということです。これは結局ここからは外して、消費動向を使って加えるというようなことは考えていらっしゃるのですか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 私どもの集計としては考えてはございません。もちろん分析とか、そういったところではあり得る話だとは思っております。

○白波瀬部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

あと何か御意見ありますか。川口委員。

○川口専門委員 耐久消費財の把握は、消費水準の把握ということを考えてみると非常に大切で、釈迦に説法なのですけれども、この調査で捉えられるのはあくまでも支出であって、消費というものとはずれてしまう。そのずれをもたらす一番大きい原因が耐久消費財だということなので、消費を捉えるという目的を考えると、耐久消費財を全部落とすというのは非常に大きな変化かと。

それで、負担が重たいというのは分かるのですけれども、全部落とす、オール・オア・ナッシングの議論になってしまっているところが気になっていて、例えばですけれども、幾つか重要な項目があるのではないかと思うのです。例えばですけれども、自動車の保有というのを見てみますと、先ほど御報告いただいた推計資産の項目でも大体半分ぐらいが自動車になっていて、重要なのではないかと思うということがあります。

それと、5つぐらい理由があるのですけれども、資産として大きいということと、例えば地域の交通計画のようなものを考えていくときに、コンパクトシティのような話を進めていくときに、自動車に頼って移動していらっしゃる方がどれぐらいいらっしゃるのかと

いうのを、極めて細かい地域レベルに落として把握していくということも必要になってくるのではないかと。

あと、産業政策のようなことを考えたとしても、今回自治体あるいは政府の統計利用しか報告されていませんでしたけれども、民間企業がどのように御覧になっているのか。日本の自動車生産、今輸出は多いですけども、引き続き過半数は国内で消費されているということです。自動車のメーカーですとか、経済産業省が産業政策を考えるときに、このような人口動態あるいは所得の動向が変わっていくことによって、自動車の需要がどのように変わっていくのかということ把握するというのは大切なのではないかと思います。

それと、米国のパネルデータで消費をほとんど聞いていない調査があるのですけれども、例えば家の保有状況と自動車の保有状況は聞くというような調査があります。ですから、ここまでなくしてしまっているのかということはありません。

あと、消費動向調査に関してなのですけども、これは今、調査実施者から御説明があったことの繰り返しになってしまって恐縮ですけども、大体サンプルサイズ 8,000 世帯ということで、地域レベルまで落とした表章というのは恐らく難しいだろうというようなことがあることを考えると、全部落としてしまうということではなくて、落とせるものは落とすのだけでも、残すものは残すという、アイテム・バイ・アイテムの議論というのは、ある程度深めていった方がいいのではないかと印象を持っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

いかがですか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 私どもも取り得るのであれば、実施できるのであれば、統計を作成する上で、ないよりはいいと思っておりますし、委員御指摘のように、自動車の部分といったようなところについては私どもも同様な認識も持つところでございますが、これは最初の私どもが直面している課題と天秤に掛けて、どちらを取るのだといったときに、大変恐縮でございますが、自動車の地域の保有状況も精緻な状況は税額から本来は取れるわけございまして、これを先ほどのとおり家計の収支分析をされている例も、ほぼないのです。学者の方も含めて、それはほぼない状況の中で、これからするからと言われても、なかなかそれは地方公共団体の皆さまも、私どもも、ふたを開けてみたら実はされないとなると、私どもの直面する課題と考えると、非常に大きなロスをする事になっていきますので、しっかりと考えないといけないと思っております。これまでも私どもの研究会の中で、非常にこの部分については我々の中でも議論した結果でございます。

なにとぞ調査を円滑に実施して、金融資産のところの部分をしっかり捉えるということに軸足を置かせていただきたいと思っております。自動車の話は、本当にそのとおりだと思いますが、川口委員から先ほど御提案いただいた、仮に分離するとすれば、私どもからも自動車保有税から一定の推定をしていただくとか、それから先ほどのとおり、行政情報から本来分かるはずでもございますので、そこに意義を見ていただければありがたいと思う次第でございます。

○白波瀬部会長 いかがですか。どうですか、川口委員。

○川口専門委員 すみません、幾つかあるのですけれども、まず今EBPMを進めていこうという話があって、地方自治体にも広がってきていて、今まで必ずしもやられていなかったから、今後もやられないという話でもないのかなど。

それと、所得水準との絡みなのですけれども、例えば地方で公共交通機関を廃止するといったときに、どのような方の足に影響が出るのかといったような影響の評価というのも、今後必要になってくるのではないかと思いますので、それは行政情報だけだと把握できない部分があるのではないかと思います。

それで、私が考えるのは大体そのような点でして、是非この部分に関しては検討をもう少し深めていただくことはできないかと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 補足させていただくと、川口委員が2点目に御指摘された、地域でどのように自家用車に乗っておられるのか、バスに乗っているのかというような状況につきましては、国土交通省が実施されているパーソントリップ調査、正にそのような地域での足をどのように整備していく、道路整備も含めてと把握している調査もございます。

ですから、地域交通施策という場合には、パーソントリップ以外もございますので、そういったデータも利活用が可能なのではないかと思います。

○白波瀬部会長 川口委員どうぞ。

○川口専門委員 しつこくて申しわけないですけど、その調査というのは所得世帯別に交通手段は聞いているのですか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 まず御理解いただきたいのが、前回の耐久消費財も1枚を使っています、自動車だけでも片面の半分を使います。1台だけ調べるということは恐らくできませんで、複数台数所有されていらっしゃる方もいらっしゃるのです、紙面は相当その部分を削らないといけなくて、そうしますと今の調査票の中には絶対収まることができませんで、1枚追加しないといけない。もしくは大きく拡大した調査票を作らなくてはなりません、先ほど神奈川県からも御紹介がありましたが、現場ではこれが世帯の方々の負担感に与える視覚的な印象になってしまっていて、正に負担感を与えてしまうもので、私どもも取れるのであれば取って、いろいろな分析の、使わないにしても将来の分析の蓋然性ということで、材料にしておくことは、できるのであれば、そのようにしたいところではあるのですが、それで失うものも非常に大きな気がしまして、こちらはある種、どちらに掛けるかというような話になるのですが、安全線でいくとしますと今の行政のニーズと利用実態を踏まえて考えますと、優先すべきは所得の充実、資産の充実ではないかと考えるところです。

○白波瀬部会長 御意見どちらも正しいというか、なかなか結論付けられないと思うのですけれど、ただ、川口委員の御指摘は、オール・オア・ナッシングというか、ゼロか100かというところで、なくすという結論ありきというわけではない。それも長い検討の中で、この結論に達したと思うのですけれども、それでももう少し妥協案のようなものがあるかもしれないと。

それで、御説明の仕方でも、今の研究者は使っていないとあるのですが、全ての研究者にアクセス可能な状況でも、実際にインフラとしてないので、そこは今までなかったので、どうか議論は、若干難しいところもあるかなとは私も個人的には思うのですが、あと、別の調査の代替というの、これも慎重にお答えいただかないと、消費と支出という関連の中での耐久消費財というところがありますので、そこがこの規模でできるというのは貴重であるからという御意見だと思うのです。

それで、実施者も、もちろん現場の声を聞きながら、このような御提案をなさっているということも、それも丁寧になさっているということも、本当に確認するところなのですが、少し説明をとるか、もちろんこれで絶対動かないというのではなくて、それが審議なので、川口委員のおっしゃる意味というの非常に分かるころではあるので、もう一度御検討いただくというか、説明書類も含めまして少し再検討ということをお願いできますか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 1点だけ、すみません、確認をさせていただきたいのですが、私ども、今までの検討の中では、オール・オア・ナッシングではない議論としても、我々は思っています、最初に優先的に考えたのは自動車でございます。どれを1つ取るかといったら自動車とっていて、ただ、自動車はしっかり取ろうと思いますと、一定の紙面を使うということだったので、そのほかにあるのが、私どもも部会長からの今御指示でございますので、持ち帰って検討したいと思いますが、そのほかにあるのかです。

○白波瀬部会長 そうですね。その説明資料もありますと、大変ありがたいかなと思います。それまでの経過を情報共有というか。

あと、ありますか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 先ほどの委員からのお尋ねですが、パーソントリップ調査、粗い5段階の収入は把握しているというところがございます。御報告だけでございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

いかがですか。よろしいですか。この点、大きな改革になりますので、そのあたりは丁寧に行かせていただきたいと思えます。今まで何度もやっていて、またかということなのですが、少し説明資料もそのあたりを克明にという、煩雑なものは期待しませんので、もう一度持ち帰っていただけますと大変ありがたいです。すみません、よろしく願います。

では、次に審査メモの10ページのエ、調査方法の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは10ページの調査方法の変更でございます。この調査方法の変更につきましては、表5を御覧ください。変更案では、基本調査の家計簿調査に既に家計調査で導入しているレシート読取機能を実装したオンライン家計簿を新たに導入することとしております。加えて家計簿調査を含まない簡易調査では、郵送やオンラインによる調査票の回収も実施することとしております。

また、家計調査世帯特別調査、及び個人収支状況調査を家計調査の一部世帯に対して調査員調査により実施することとしております。オンライン家計簿の導入や、郵送、オンラインによる回収等については、報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当と考えられますが、これらの導入目的や導入による効果、拡充や改善の余地とか、あと地方公共団体との連携などの観点から論点を提示させていただいております。

また、家計調査の対象世帯の一部に、家計調査世帯特別調査、及び個人収支状況調査を上乗せして実施することについては、業務効率化の余地などの観点から論点を提示させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

調査実施の説明をお願いします。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 18 ページ、説明資料の 18 ページを御覧いただきたいと思います。4 点論点を頂いておまして、調査方法の変更の中で、オンライン家計簿については、まず先行して導入している家計調査と同様かということと、家計調査においては、オンラインはどの程度活用されているかということと、改善・見直し等は図られているのかといったような点を頂戴してございます。

家計調査におきましては、10 月現在で 11%のオンライン家計簿の利用率を頂戴しているところでございます。オンライン導入開始、ちょうど今年の 1 月からでございます、小規模に進めているので、少し揺れはございますが、8%ということでございます。徐々に上昇している状況でございます。全国消費実態調査のオンライン家計簿でございますが、家計調査に今年の 1 月から導入しまして、運用で我々も見えてきたこと、それから御意見等、都道府県の皆様から頂いたこと、その中で改善、修繕、修正しているものもございません。このようなものは全て全国消費実態調査の中にも成果として盛り込んでいくということで、我々としたしましては、今度の全国消費実態調査の結果も、また家計調査側にフィードバックしまして、家計調査、全国消費実態調査、一体的な視点でこのオンラインの導入、改善を進めていこうと考えているところでございます。

それから、2 点目、3 点目になりますが、18 ページの真ん中に b と c の枠囲みがございます。まず b でございますが、簡易調査において郵送・オンライン回収を導入する目的は何か。それから家計調査世帯特別調査、それから個人収支状況調査、郵送・オンライン回収を導入する余地はないかという御質問でございます。

それから c でございますが、家計調査に上乗せして行います特別調査、それから個人収支状況調査、この実施によってどのような業務効率化が図れるのかというのを頂戴してございます。最初に簡易調査、全国消費実態調査のショートフォームでの郵送・オンライン回収導入でございますが、この目的でございますけれども、調査員の訪問回収を行う前に、オンラインの回答それから郵送提出の期限を設定することで考えているところでございまして、この期間を過ぎて提出がなかった世帯のみを調査員が回収するというような段取りで考えているところでございます。

したがって、調査員が調査回収のために世帯を訪問する件数も、オンラインを導入

する、郵送を導入することで、先に回答があったところには行かないということで、業務の訪問件数の削減ができるかと思っております。また回収率の向上も、これまでの私どもの経験からも、そのような設定をすると上がってくるというように考えてございます。

また簡易調査につきましては、忌避感の提言ということでも、このオンラインの導入に、それから郵送の提出は効果としてあるのではないかと考えているところでございます。

それから2点目でございますが、家計調査世帯の特別調査での業務効率化と郵送・オンライン回収でございますけれども、家計調査を行っている世帯には、家計調査の調査員が月2回、家計簿の配布、回収で伺っていきますので、そのときに合わせて、この特別調査票を配布、回収する考えでございます。したがって、家計調査と別に配布、回収が発生するとは考えてございませんで、このように家計調査と併せて調査票を配布、回収するのが合理的だと考えてございます。そのような業務フローにすることで、大きな負荷なく業務の効率的な遂行ができるのではないかと考えるところでございます。

他方で、今申し上げましたやり方でやりますので、郵送回収にする必要性は全くないかと思っております。一方で、オンラインにする意義は、本来であれば簡略化する観点からあり得るかなど。調査世帯の御希望として、紙に書くのではなくて、オンラインで書いて終わりとするようなやり方が考えられなくはなくて、我々も可能であればそのようにしたいところではあるのですが、調査期間が非常に短いものでもございますし、報告者も6,000世帯ということで、全体から見ますとかなり小さくなってきますので、費用対効果の面で、なかなか予算等にできない事情もございまして、現時点では、我々はこの部分のオンライン回収というのは見送る整理としているところでございます。

それから個人収支状況調査におけるものでございますが、こちらは先ほどのとおり、家計簿を1つ廃止するということで負担軽減と、調査員におきます業務効率化にもつながるということで考えてございます。こちらも同じく、報告者は非常に少なく、期間も短いということもございまして、予算制約といいますか、費用対効果の観点からオンラインもしくは郵送の予算等には難しいと考えているところでございます。

最後になりますが、dでございまして、オンライン家計簿の導入等、今回の調査方法の見直しに関連して、自治体とどのような連携を図ったのか、もしくは図る予定かということでございます。オンライン家計簿の導入等につきましては、先ほどのとおり全国消費実態調査だけではなくて、家計調査とセットで今導入改善の取組をしているところでございます。この全国消費実態調査自体もそうですが、家計調査のときもそうでございまして、検討に当たっては、省内の研究会と並行して地方公共団体の皆様方への説明会、それから今回の全国消費実態調査に関しましては意見照会なども複数回にわたって行っているところでございます。コミュニケーションはしっかりとやっていく必要性は、我々としましても自覚、認識しているところでございまして、今後の地方別の打ち合わせ、ブロック会議とか個別のヒアリングにおきましても、意見交換を直接行っていくようにしていきたいと考えているところでございます。

いずれにしましても、連携よくやっていきたいと考えてございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、御意見、御質問いかがですか。嶋崎委員。

○嶋崎委員 御説明ありがとうございました。家計調査のオンラインの普及状況が11%ぐらいということに関してです。cの解答のところで、月に2回家計調査の調査員が家計簿を預かりに伺うとなっています。これはオンラインで回答している御家庭はどうなっているのでしょうか。訪問するのであると、その場合には拒否されてしまうのではないかと思いますけれども、そのあたりを御説明いただけますか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 これは家計調査ですか。

○嶋崎委員 家計調査です。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 家計調査は毎月配布物を持っていくので、必ず世帯に。

○嶋崎委員 オンラインで回答していても大丈夫ということですか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 世帯とは接触するようにはしています。

○嶋崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 ほかにいかがですか。現場から、東京都、神奈川県、このあたりは何かありますか。

○川辺東京都総務局統計部社会統計課長 オンライン調査にしても一長一短があるかと思えます。自治体の声の中でも例えば計算違いのようなものはエラーチェックが掛かれば、それがなくなるので、そこの検算部分の業務がかなり大幅に効率化されるというのもございますが、一方で、オンラインの導入に当たって、調査客体に対して説明する手間は出てくるわけですから、そこをどうするのだという意見もございました。

郵送による調査票の回収についても、過疎的な地域によっては調査員が各戸を訪問するだけでも距離的に結構大変だったりするので、郵便が使えないのかというような意見もございましたし、そもそも調査員に情報を渡すこと自体に対する忌避感も結構あります。調査員自体は特別職の地方公務員の位置付けではあるのですが、実際はなかなかそのように見ていただけず、自治体と直接相対でやりたいとか、国と相対でやりたいというような声もあります。

ただ、そのような中で予算制約などあり、いろいろなものを総体的に考える中で、今回の方向性になったのではないかと考えているところではあります。

いずれにしても、自治体としての意見はきちんと上げさせていただいてまして、その中での判断いただければと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

神奈川県、ありますか。

○片岡神奈川県統計センター消費・商業統計課長 若い世代を中心に家計簿を毎日記入するというか、書くということにあまりなじみがなくて、パソコン、スマホで回答できるのであれば、やれますという方もいらっしゃるのですが、オンライン回答システムを充実していくというのは非常に大事なのではないかと考えているのですが、ただ、導入当初はいろいろな不具合とか、使いにくさというものがあると思うので、家計調査でシステムを使い出して数カ月、1年ぐらいたちますけれども、どんどん地方の意見を聞いていただい

て、改善していただいている面もあるのですけれども、今後も柔軟に改善を図っていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。現場からも方向性については御了解いただいていると思うのですけれども、調査実施ということからいうと、これだけ異なる調査方法で1つの調査として上がるわけです。すると、調査方法ごとに欠損値の違いとか、無回答数の違いというのも出てきたりしますし、あとは、オンラインだと行かなくてもいいとか、行ってもいい、行かなくてもいいというのが現場のところできちんと情報共有されなければいけないというようなこともありますので、このあたりは絶対不都合な結果は出てくると思うのです。でも、それは表に出していただいて、全面的にここで承認するということは、それも含めて重要だということになりますので、それでうまく改善していく方向がいいかと思っておりますので、社会調査法を専門とする者としては不安もあるので、そのあたり、どうか丁寧に、11%ですから、89%は別でやっているわけですので、兼ね合わせも含めて、どうかよろしくお願いいたします。

あとは何かありますか。よろしいですか。東京都どうぞ。

○川辺東京都総務局統計部社会統計課長 先ほど言い忘れたのですけれども、オンラインに関する問い合わせにつきまして、コールセンターというような形で用意していただいているかと思うのですが、実際それがうまく機能するかどうかというのが1つ大きなファクターになっているかと思っております。現在行われている他の調査の中で声が挙がっているのが、コールセンターとのやりとりの結果の苦情が自治体に向かってくるというような事例もあるとのこと。コールセンターに関しては、オペレーション自体を充実していただくことと、使い勝手のよいシステムを是非お願いできればと思っております。

○白波瀬部会長 大変、重要なところなので、どうかよろしくお願いいたします。

では、この調査方法については、これで進めていただきたいということにしたいと思っております。

もう予定しております時間が迫っておりますので、本日の調査は、調査メモ10ページの調査方法の変更までということで審議できたと思っております。内容は大変丁寧に審議させていただきまして、皆様の御協力に感謝いたします。審議に御参加いただいた皆様には、本当に改めて毎回ですけれども厚く御礼を申し上げる次第です。

今回は、審査メモ11ページの調査時期の変更から審議を行いたいと思っております。なお、本日の審議の過程で調査実施者の宿題となりました、世帯票の職業の項目について、削除云々というところ、あと、年収・貯蓄等の調査票の税金の箇所について、そして耐久財等調査票の検討について御説明、3つの大きく宿題が出されました。ですから、次回の部会では、その宿題に関する回答を踏まえた審議を進めさせていただきまして、残りの審議事項について議論を進めたいと思っております。最後に答申案について審議ができるところまでできれば、すごくよいと思っております。

最後に皆様方をお願いですけれども、本日の審議内容につきまして追加で御質問やお気付きの点がございましたら、時間がいつも短くて恐縮なのですが、11月1日、今週の木曜までに事務局まで、電子メール等で御連絡いただければ幸いです。

また、本日配布されている資料3には、次回の部会以降において審議する項目の論点に対する調査実施者の回答が記載されておりますので、あらかじめ御覧になっていただき、これらについても、もし現時点で御意見あるいは御質問等がございましたら、事務局まで電子メール等で御連絡いただければ幸いです。

なお、本日の審議結果については、次回の部会審議結果と合わせて、11月22日に予定されております統計委員会に、私から報告させていただきます。

それでは、次回の部会について事務局から連絡事項の説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会でございますが、11月12日月曜日の13時から、本日と同じ、こちらの総務省第2庁舎6階特別会議室で開催をいたします。

先ほど部会長からお話ございましたが、追加の御質問やお気付きの点等ございましたら、11月1日木曜日までにメールにより事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましては、次回の部会においても審議資料として利用いたしますので、御持参いただければと考えております。

最後に、部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたします。こちらにつきましても御確認をよろしくをお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。ありがとうございました。次回の審議もよろしくをお願いいたします。